



会 社 名 Atlas Technologies 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 浩司
（コード番号：9563 東証グロース市場）
問合せ先 コーポレート本部 執行役員 高橋 みのり
（TEL 03-6821-1612）

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得および自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けならびに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

記

※2 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。

4. 支配株主との取引に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方針に関する指針への適合状況

本自己株式取得（以下、本取引）は、当社の支配株主である代表取締役社長山本浩司氏（本支配株主）が売り手として参加することを予定したものであるため、本取引は支配株主との取引等に該当します。

当社が2026年3月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下の通りです。

「当社は、少数株主の保護は、公平で透明な取引環境を確立し、株主の権利を尊重するために非常に重要であると考えております。支配株主との取引が発生する場合には、その必要性・合理性を十分に検証のうえ、当該取引条件を同等の一般取引条件に照らし合わせて決定いたします。また、公正かつ適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。」

本取引は、以上の指針に基づいて決定されたものであります。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、取得日前日の株価終値にて本取引を行う予定であります。また、利益相反を回避するための措置として、2026年7月15日、2026年8月4日および2026年8月14日に「独立性を有する取締役で構成された特別委員会」において、本取引が当社少数株主にとって不利益な取引とならないかについて審議を行っております。また、2026年8月14日に利害関係を有する取締役である山本浩司氏を除いた取締役のみで開催した取締役会にて本取引議案の決議を行っております。

(3) 当該取引等の決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

本取引に関する取締役会の決議に際しては、支配株主からの独立性を有する者である松尾茂氏、坂爪紀之氏、中山茂氏、吉田昌弘氏の4名で構成される特別委員会より、2026年8月14日に、本取引の決定は以下のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨が記載された意見書を受領しております。

- ① 本取引に基づく自己株式の取得は、当社の資本政策上の合理性に基づくものであり、本支配株主に対して利益を供与すること又は少数株主を害することを目的とするものではないと認められます。
- ② 本取引の買付価格は、市場価格を基準とするものであり、本支配株主との個別交渉によって恣意的に設定されるものではありません。そのため、本支配株主に対して市場価格を上回る経済的利益を与えるものではないと認められます。
- ③ 本取引はToSTNeT-3を利用して実施される予定であり、本支配株主以外の株主にも同一の価格及び条件で売付けの機会が与えられます。したがって、本支配株主のみを特別に有利に取り扱うものではありません。
- ④ 本支配株主は、当社の取締役として本取引について特別の利害関係を有するため、当社の意思決定過程から排除されています。これにより、利益相反による影響を排除し、意思決定過程の公正性を確保する措置が講じられています。

5. 消却の内容

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	本取引により取得する自己株式の総数と、2026年8月14日時点で保有している自己株式77株の合計株式数
(3) 消却予定日	2026年8月31日

※ 消却する株式の数は、上記3.による自己株式の取得の完了後、改めてお知らせいたします。

以上